

青森県報

第二千七百十五号

平成十八年
十二月八日
(金曜日)

目次

規 則

青森県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則… (障害福祉課) … 一

告 示

介護保険法による研修実施機関の指定… (高齢福祉課) … 三

飼料の試験の結果の概要… (畜産課) … 三

道路の区域の変更… (道路課) … 四

道路の供用の開始… (同 課) … 五

公 告

ふるさとの森と川と海保全地域の指定の案の縦覧… (河川砂防課) … 五

開発行為に関する工事の完了… (建築住宅課) … 六

正 誤

平成十八年十一月二十九日定例告示中… (障害福祉課) … 六

平成十八年九月十九日定例告示中… (道路課) … 七

平成十八年十一月二十日号外第九十五号監査委員中… (監査委員事務局) … 七

平成十八年三月三十一日号外第三十四号公営企業中… (公営企業課) … 七

規 則

青森県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十八号

青森県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

青森県障害者自立支援法施行細則(平成十八年三月青森県規則第四十八号)の一部

を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(施設設置届出書等)

第七条 法第八十三条第三項の規定による届出は、障害者支援施設設置届出書(第十号様式)によらなければならない。

2 政令第四十三条の四第一項の規定による届出は障害者支援施設休止(廃止)届出書(第十一号様式)により、同条第二項の規定による報告は障害者支援施設変更報告書(第十二号様式)によらなければならない。

第七号様式の記のうち「種類」を「種類(障害福祉サービス事業を行おうとする者にあつては、障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。))」及び「同記のうち「短期入所」を「障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。))、地域活動支援センターを運営する事業又は福祉ホームを運営する事業」及び「種類」を「種類(短期入所を行おうとする場合に限る。))」及び「入所定員」を「利用定員」及び「定員」に改める。

第九号様式の次に次の三様式を加える。

第10号様式(第7条関係)

番 年 月 日 号

青森県知事 殿

市町村長



障害者支援施設設置届出書

障害者支援施設を設置したいので、障害者自立支援法第83条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
 - 2 施設障害福祉サービスの種類及び内容
 - 3 建物の規模及び構造並びに設備の概要
 - 4 事業内容及び運営の方法
 - 5 利用定員
 - 6 職員の定員
 - 7 事業開始の予定年月日
- (添付書類)
- 1 建物の図面
 - 2 主な職員の履歴書
 - 3 収支予算書

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第11号様式(第7条関係)

番 年 月 日 号

青森県知事 殿

市町村長



障害者支援施設休止(廃止)届出書

障害者支援施設を休止(廃止)したいので、障害者自立支援法施行令第43条の4第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 休止(廃止)しようとする年月日(休止の場合は、休止の予定期間も記載すること。)
- 3 休止(廃止)の理由
- 4 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置
- 5 建物及び設備の処分方法

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第12号様式(第7条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

市町村長

印

障害者支援施設変更報告書

下記のとおり変更したので、障害者自立支援法施行令第43条の4第2項の規定により報告します。

記

- 1 施設の名称
(変更前)
- (変更後)
- 2 施設の所在地
(変更前)
- (変更後)
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

青森県告示第八百八十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第六十九条の三十三第一項の規定により、次のとおり介護支援専門員実務研修の実施に関する事務を行う者を指定したので、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十五条の十三第三項の規定により公示する。

平成十八年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人青森県社会福祉協議会		青森市中央三丁目二〇〇三〇	平成 一八・一・一四

青森県告示第八百八十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項及び第二項の規定により平成十八年十一月一日及び同月二日取去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十八年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										違反の内容			
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	TDN %		ME kcal/kg	その他水分 %	
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同 左	ブル中印中さう用配合飼料 中ず名人	18.10	17.6	3.3	0.96	0.75	2.6	5.1					2,840	13.2		
		ブル中印種豚飼育用配合飼料 ミルバコー	18.10	16.6	4.6	0.90	0.65	3.4	5.8							13.2	
		ブル中印若令牛育成用配合飼料 メリット育成	18.10	16.8	3.4	0.94	0.54	5.3	6.1			70.1				12.8	
		ブル中印若令牛育成用配合飼料 メリット育成	18.10	16.2	3.6	0.86	0.54	4.2	5.6							13.6	
農事組合法人デバユー サボート北栄 北栄工場 上北郡東北町字夫雑原449D4	同 左	北栄カウフード2号	18.11	8.5	2.3	0.39	0.26	8.5	3.3						49.2		

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分に対する過不足量等を示す。

青森県告示第八百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年一月七日まで青森県国土整備部道

路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変更の区間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	一〇一号	西津軽郡深浦町大字 西津軽郡深浦町大字	西津軽郡深浦町大字 西津軽郡深浦町大字	前 後	一〇〇〇〇 メートルから 一一〇〇〇 メートルまで	九五〇〇 メートル	

4	3	2
県道	国道	国道
弘前田舎館 黒石線	四五四号	三三九号
平川市猿賀池上一五の二から 平川市猿賀富岡七七の四まで	三戸郡五戸町大字扇田字寺沢一四の一から 三戸郡五戸町大字扇田字扇田八九の一まで 三戸郡五戸町大字扇田字北ノ戻五の一まで 三戸郡五戸町大字扇田字寺沢一四の一から 三戸郡五戸町大字扇田字扇田八九の一まで	北津軽郡中泊町大字小泊字青岩二から 北津軽郡中泊町大字小泊字青岩二まで
後	前	後
二七・五〇メートルから 二五・五〇メートルまで	一七・八〇メートルから 二一・五〇メートルまで	八三・〇〇メートルから 八七・〇〇メートルまで
二九四・六〇メートル	七三・〇〇メートル 三一・六〇メートル	六五・〇〇メートル 六五・〇〇メートル

青森県告示第八百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年一月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 弘前田舎館黒石線	平川市猿賀池上一五の二から 平川市猿賀富岡七七の四まで	平成一八・三・八

公

告

ふるさと森と川と海保全地域の指定の案の縦覧

青森県ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第七十一号）第六条第一項の規定によりふるさと森と川と海保全地域（以下「保全地域」という。）を指定したいので、同条第三項の規定により、公告し、次のとおり保全地域の指定の案を縦覧に供する。

なお、当該保全地域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、青森県ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則（平成十四年三月青森県規則第四十三号）第四条に定めるところにより、知事に意見書を提出することができる。

平成十八年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保全地域の名称 赤石川流域ふるさと森と川と海保全地域
- 二 保全地域に含まれる土地の区域

1 森林

西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字西赤石山国有林二〇三〇林班、二〇三二林班

の内、二〇三二林班の内、二〇三三林班の内、二〇三四林班の内、二〇三五林班、二〇三六林班、二〇三七林班、二〇三八林班、二〇三九林班、二〇四〇林班及び二〇四一林班並びに同字中赤石山国有林二〇四二林班、二〇四三林班の内、二〇四六林班、二〇六一林班及び二〇六二林班の内並びに同大字深谷町及び同大字小森町字矢倉山国有林二〇四五林班の内、二〇四六林班の内、二〇四七林班の内、二〇四八林班の内、二〇四九林班の内及び二〇五〇林班の内並びに同大字一ツ森町字東赤石山国有林二〇五一林班の内、二〇五二林班、二〇五三林班、二〇五四林班、二〇五五林班、二〇五六林班、二〇五七林班、二〇五八林班及び二〇五九林班の内

2 河川

赤石川の区域のうち、西津軽郡鰯ヶ沢町大字一ツ森町字中赤石山国有林二〇四三林班に小班地先から海に至る場所

3 海岸

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びアの点を順次結ぶ線に囲まれた区域

- ア 西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町字大磯三三の五〇と同字三三の一六の境界を基点として南西方向に五十五メートル進んだ延長線の地点
- イ アから北西方向に六十メートル進んだ延長線の地点
- ウ イから北東方向に七百五十メートル進んだ延長線の地点
- エ ウから北東方向に四百八十五メートル進んだ延長線の地点
- オ エから南東方向に三十メートル進んだ延長線の地点
- カ 西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字川原地七七の三〇と同字七七の三八の境界を基点として南西方向に四十メートル進んだ延長線の地点
- キ カから南西方向に百六十五メートル進んだ延長線の地点
- ク キから南西方向に百五十八メートル進んだ延長線の地点
- ケ ケから南西方向に三百三十メートル進んだ延長線の地点
- コ ケから南西方向に二百十メートル進んだ延長線の地点
- サ コから南西方向に九十メートル進んだ延長線の地点

三 縦覧期間

平成十八年十二月十一日から平成十九年一月十日まで

四 縦覧場所

青森県県土整備部河川砂防課、五所川原県土整備事務所及び鰯ヶ沢町役場

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
平川市岩館長田九三の一から九三の三まで、九三の七、九四、九六の一、九六の三及び九七の一	平川市岩館長田九七の一 株式会社 Keep On

正 誤

障害福祉課

発行年月日	区分	番 号	ページ	段	行	誤	正
平成一六・二・二六 第二七二二一 号	告示	第八六八号	二	上	一七	第二項	第一項

平成18年12月8日 号外第二四号				公営企業 管理規程				発行年月日	
第一号				第一号				区 分	
四				四				番 号	
下				上				ペー ジ	
ら後ろ 四か				ら後ろ 九か				行 段	
「局の」				「局の」				行	
以下同じ。				当該出先機関の長。」				誤	
公営企業局」を「青森県公営企業課」に、				別表第四中「局長」を「部長」に改め、				誤	
業課符せん用紙」に、				別表第三を削る。				正	
以下「部長」という。				第二号中「週休日の振替等」の				正	
「局に」				当該出先機関の長)」				正	

公 営 企 業 課

平成18年12月8日 号外第九五号		監査委員		発行年月日	
四九		四九		区 分	
上		上		ペー ジ	
三		三		段	
誤		誤		行	
正		正		行	

監 査 委 員 事 務 局

平成18年12月8日 第二六八一号				告示 第六八一号				発行年月日	
三				三				区 分	
全				全				番 号	
表中				表中				ペー ジ	
後				後				段	
三三六・五〇〇メートルから				一九・五三〇メートルから				行	
二四〇・〇〇メートル				二四〇・〇〇メートル				行	
敷地の幅員				敷地の幅員				誤	
敷地の延長				敷地の延長				誤	
後				前				変更の 前後別の	
三三六・五〇〇メートルから				一九・五三〇メートルから				敷地の幅員	
二四〇・〇〇メートル				二四〇・〇〇メートル				敷地の延長	
敷地の幅員				敷地の幅員				正	
敷地の延長				敷地の延長				正	

道 路 課

六
下
ら 後 一 三 か
「課長」に改める。
長「課長」に、「課長 課員」に改める。課長 課員」を「課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭